

第10章 事後調査

第1節 環境影響評価法に基づく事後調査

環境影響評価法に基づく事後調査の内容を表 10-1に示します。

事後調査の実施主体は事業者です。ただし、関係法令により当該調査の実施主体が事業者以外に定められている場合には、事業者は実施状況の確認を行います。

なお、表 10-1に示す以外の項目については、採用した予測手法の予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき効果の不確実性は小さいことなどから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

表10-1 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素の区分	影響要因の区分			
地下水	地下水の水位及び水質	工事の実施(切土工等)、土地又は工作物の存在及び供用(道路(掘割式及び地下式)の存在)	環境保全措置(地下水流動保全工法の採用)の実施にあたっては、その内容を詳細なものにする必要があるとともに、その効果を検証しながら施工を行う必要があるため	地下水の水位	○調査時期：工事中(土地の改変前を含む)、道路構造物設置から一定期間(下流側への地下水供給量が安定するまでの間)
					○調査範囲：対象道路の開削トンネル区間、掘割区間
地盤	地盤	工事の実施(切土工等)、土地又は工作物の存在及び供用(道路(掘割式、地下式)の存在)	環境保全措置(土壌汚染拡散防止措置又は地下水汚染拡散防止措置)を実施するにあたり、あらかじめその内容を詳細なものにする必要があるため	地盤沈下量	○調査時期：工事中(土地の改変前を含む)、道路構造物設置から一定期間(地下水の水位に係る事後調査と同時期)
					○調査範囲：対象道路の開削トンネル区間、掘割区間
土壌	土壌	工事の実施(切土工等)	環境保全措置(土壌汚染拡散防止措置又は地下水汚染拡散防止措置)を実施するにあたり、あらかじめその内容を詳細なものにする必要があるため	土壌調査	○調査時期：工事中(土地の改変前)
					○調査範囲：対象道路事業実施区域内
土壌	土壌	工事の実施(切土工等)	環境保全措置(土壌汚染拡散防止措置又は地下水汚染拡散防止措置)を実施するにあたり、あらかじめその内容を詳細なものにする必要があるため	地下水調査	○調査方法：土壌汚染対策法等を参考にした調査
					○調査時期：工事中(土地の改変前)
土壌	土壌	工事の実施(切土工等)	環境保全措置(土壌汚染拡散防止措置又は地下水汚染拡散防止措置)を実施するにあたり、あらかじめその内容を詳細なものにする必要があるため	地下水調査	○調査範囲：対象道路事業実施区域内
					○調査方法：土壌汚染対策法等を参考にした調査

第2節 大阪府環境影響評価条例に基づく事後調査

大阪府環境影響評価条例に基づく事後調査手続きを実施します。

事後調査の実施主体は事業者です。なお、事後調査の調査項目及び調査内容については事業実施段階で検討し、関係機関と連携しながら適切に実施します。